

# 延長保育契約書（月極め）

令和 年 月 日

委任者（甲） 住所 \_\_\_\_\_  
 保護者名 \_\_\_\_\_ 印  
 対象児童名 (1) \_\_\_\_\_  
 (2) \_\_\_\_\_  
 (3) \_\_\_\_\_

受託者（乙） 住所 葛飾区高砂-2-3-7  
 法人名 社会福祉法人 希望福祉会  
 園名 きぼう保育園  
 園長名 平西 信恵 印

## 1. 保育内容

委任者(甲)と受託者(乙)の間で、延長保育の契約を締結し、月曜日から金曜日の開所日に、次のサービスを提供する。

- (1) 延長保育 18時16分 ～ 20時15分
- (2) 補食 18時16分 ～ 18時30分(補食しない場合、代替え食を持ち帰ることが出来る)

## 2. 延長保育料金

ご利用予定の下記時間帯に○をつけてください。

	～19時	～19時30分	～19時45分	～20時	～20時15分
0歳～1歳半	4,000円/月	4,500円/月			
1歳半～2歳児	4,000円/月	4,500円/月	5,500円/月	6,500円/月	7,500円/月
3歳～5歳児	3,500円/月	4,000円/月	4,800円/月	5,600円/月	6,400円/月

\*上記契約時間を超過した際は、1分10円の超過料金を徴収する。

## 3. 延長保育料の免除

自治体階層が、A階層及びB階層の場合は、延長保育料は免除とする。

## 4. 延長保育料の支払い

延長保育料の支払いは次のとおりとする。

- (1) 延長保育料は月末締めとし、請求は翌月7日とし、支払は15日までとする。
- (2) 卒園・退園の場合は、最終日までに精算するものとする。(事前精算可とする)
- (3) 延長保育料は、園に直接支払うか、指定口座への振り込みとする。(振込料は甲の負担とする)
- (4) 請求書、受領書の授受は個人情報守秘のため密封して行うものとする

## 5. 延長保育の拒否

次の場合乙は延長保育を拒否又は解除ができるものとする。

- (1) 園児が疾病のとき
- (2) 園児が怪我等により、自力で歩行、摂食、着替え等の自活ができないとき。
- (3) 延長保育料を3ヶ月以上滞納した場合。
- (4) 20時15分の最終時間を超えることが続いた場合。(3回を超える超過)
- (5) その他延長保育ができない事由が発生したとき。

## 6. 個人情報の守秘

延長保育の実施にあたり、区役所からの保育決定通知書等の個人情報は園長及び事務担当者のみが閲覧し両者は情報を他人に漏洩してはならない。また、園長及び事務担当者は必要により保護者に階層の問い合わせができるものとする。

## 7. その他

本契約中又は本契約の解除後において、甲が児童を引き取らないことが発生した場合は、乙は児童福祉法第25条の規定に基づき、区に通告することができる。この場合、甲は乙に対して異議申し立て又は金銭の請求をすることはできない。この契約書以外のことが発生した場合は、甲乙が互いに協議の上解決を図るものとする。

## 8. 延長保育の期間

延長保育の開始は令和 年 月 日とし、有効期限は令和 年 月 日までとする。期間満了前に契約を解除する場合は、前月の25日までに申し出るものとする。

## 9. この契約書は2通作成し、甲乙各1通を所持するものとする。